

第178回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和7年7月28日（月）13：00～14：10

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、
大橋真由美構成員、宇野二郎構成員

〔政府〕 稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和7年の提案募集方式に係る重点事項等について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（大橋部会長）まず、全国知事会から説明をお願いします。

（全国知事会）知事会では近年、テーマを決め、そのテーマに該当する各都道府県からの提案について共同提案を行っているところ。今回も共同提案を行ったものを中心に説明する。

資料2の2ページ、今回のテーマを選定した背景には、人口減少や人口構造の変化によって若い方々が減ってきており、各自治体で深刻な人手不足が生じている現状がある。特に県を含め、小規模町村を中心に大変厳しい状況になっており、既存サービスと需要の不一致が発生しているのではないか、というのが我々の問題意識である。こうした課題について、デジタル技術の活用、諸基準の緩和、役割分担を見直していく中で解決できないか、と考えている。

3ページにあるとおり、重点募集テーマの「デジタル化」と「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消」を念頭に置いて、「人手不足対策」あるいは「従うべき基準」の見直し、「国における一括処理による事務の効率化」を本年の知事会の共同提案の選定基準としている。具体的に一つずつ説明する。

まず選定基準の「人手不足対策」から説明する。4ページに「過疎地の病院における常勤要件の見直し」の提案を挙げている。支障内容にあるように、週32時間未満の医師は常勤医師として診療報酬の算定ができず、経営にもマイナスの影響を及ぼしている。提案内容は、過疎地の病院に限り、週31時間の短時間勤務の医師の配置によって診療体制を整備した場合でも、常勤医師で体制を整備した場合と同等の診療報酬で算定して頂きたいというもの。過疎地の病院は経営が元々厳しい中、こうした要件は財政力の規模の小さい団体にとっては致命傷になりかねないと考えている。

5ページ「食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和」について、この提案の根底には獣医師の偏在がある。屠畜場や食鳥処理場の外部検証を行う職員の資格要件として獣医師であることが義務付けられている。しかし、全国的に公務員獣医師の確保が非常に困難となっている中、獣医師の方の多くが小動物診療に集中することも遠因にあり、外部検証の要員や、屠畜検査・食鳥検査の要員さえも獣医師の確保が厳しい状況になっている。そうした状況を踏まえ、外部検証を行うことができる職員の資格要件に、「食品衛生監視員」も含めて頂けないかが提案内容である。

6ページ「投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知(技術的助言)の見直し」について、提案団体は鳥取県である。何件か報道もされていたが、投票立会人を確保できないために、投票所を廃止せざるを得ないという本末転倒のような状況が生じている。オンライン立会の実践を始めているが、支障内容の3行目にあるとおり、オンライン立会人については、「市町村庁舎等にいないなければならない」という技術的助言がある。これは、客観的に立会いができる静ひつな環境が必要という趣旨かと思うが、オンラインであればどこでも対応できるということが大きなメリットであるにもかかわらず、ここまで要件の限定がされると、オンラインであっても立会人の確保が難しいという状況になっている。そのため、市町村庁舎内という制限を緩和し、自宅あるいは入所施設といった干渉がない場所であれば立会いを可能とできないか、という提案である。

7ページにおいては、これまでと同じく「人手不足対策」のテーマに係る、その他の様々な提案を記載している。「診療報酬の見直し」の関係では「MRI搭載車の移動式医療装置を共同所有する場合の取扱いの明確化」など、「職員不足対策」では「非常勤講師とスクール・サポート・スタッフ等の兼務に関する取扱いの明確化」、「持続可能な地域づくり」では、「地域公共交通の確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業の申請手続に係る提案」を挙げている。最後に挙げた提案は、複数の計画に書かなければいけないことになっているため、簡素化を求めるものである。

8ページは「多文化共生」に係る提案の具体例である。共同提案ではないが、人手不足の解消にあたって、多文化共生は重要な要素であるため紹介する。「特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出」についてだが、支障内容にあるように、特定技能所属機関である企業から市町村に協力確認書を出して頂くことが手続として定まっている。市町村が行う外国人との共生に関する様々な取組に対し、事業所として協力する場合、例えば外国人の方々のごみ出しや生活上のサポートを行う際には、市町村と連携しなければいけないということで、企業側から協力確認書を出して頂くことになっている。この手続について、高等学校や市町村全体へのサポートの面で都道府県も一定の役割を果たしているが、都道府県は協力確認書の提出対象に含まれていないため、どの事業者がどの地域で、どの国からどのような外国の方を受け入れているかを都道府県では一元的に把握できない。そのため、提案内容は、協力確認書の提出先に都道府県を含めて頂けないかということで、これにより市町村と都道府県が連携した取組ができるようになると考えている。

もちろん、事業者から市町村に提出があったものについて、市町村から都道府県へ転送頂くことも制度的には可能だが、市町村の負担軽減や、市町村が都道府県に転送する際の法的根拠といったことも必要になってくようかと思う。そのため、将来的には所属機関や企業から、市町村と同時に都道府県へ一元的に簡便に提出できるシステムを構築することも求めており、具体的な対応案等については9ページに記載したとおりである。

次に、選定基準の「『従うべき基準』の見直し」について説明する。

10ページ「障害者支援施設における設備基準等の見直し」の提案であるが、こちらは12ページをご覧頂くと、具体例でもってお分かり頂けるかと思う。広島県の大崎上島町という島で、島内には障害者支援施設がないが、障害者の方がいらっしゃる。島内に特別養護老人ホーム(特養)があり、将来的には空床の増加が見込まれるが、設備基準等の理由で障害者支援施設を特養に併設できないため、島内の障害者の方は島外の施設に入所するしかなく、東広島市の施設まで通っている方もいる。しかし、特に保護者が高齢になっていると、この移動を常に強いることは難しいと考えられ、基準が見

直され、生活の近場に障害者支援施設を設置できるようになると非常に有り難いという声がある。

11ページ左側には、障害者支援施設に関する3つの基準を記載している。利用者1人当たりの居室の床面積として9.9平米以上の面積、サービス管理責任者の配置、それから利用定員が10人以上という要件がある。今回の例で考えると、先の2つについては何らかの対応が可能な見込みであるが、人口減少が進むと要件を満たすことが難しくなっていくという状況にある。また、障害者支援施設の利用定員が10人以上とあるが、島内には現状で障害者が5名程度しかいないため、この要件を満たすことは難しい。障害者支援施設の設備基準や運営基準等をしっかりと設けることは重要ではあるが、その充足を求めている結果、障害者支援施設を設置できないという問題が生じている。類似の問題が様々な分野で話題になっていると考えており、是非この提案を錨矢として御検討頂きたい。

13ページ、「国における一括処理による事務の効率化」の提案の具体例として「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し」の提案がある。特にクリーニング師、製菓衛生師等の資格は国家資格でありながら、都道府県でそれぞれ試験問題を作成しており、極めて非効率な状況になっている。また、資格によっては、結婚に伴う姓の変更に際し、免許交付地と居住地が異なる場合に郵送の手続きが必要となっている。国家資格であるからには、日本中どこでも同じ資格であり、昨今の様々な行政ツールを使えば国家で管理することにしても何ら支障がないのではないか。具体的には、一番下に記載している「国家資格等情報連携・活用システム」の実装が進んでいるため、このシステムの中で一括的な処理が可能なのではないか。

14ページは共同提案ではないが「国家資格等情報連携・活用システム」に関連し、「デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化」の提案についてである。これは国が管理する資格について、デジタル資格者証を活用することで、当該資格に係る免許証等の交付手続のオンライン化を可能にして欲しいという内容の提案である。現在は、オンライン化されておらず、個別に都道府県を経由して交付を行うことで手間暇がかかっているため、オンライン化を進めて頂きたいと考えている事務である。

15ページ「都道府県地価調査と地価公示の統合」の提案については、長野県から提出されているもの。国が実施する地価公示と、別途都道府県が行っている地価調査について、両者の内容が非常に類似しているが、制度としては別々となっており住民にとって非常に分かりづらいものになっている。また、各調査の時点に相違がある（地価公示は1月、地価調査は7月）ため、価格動向について誤解を招くおそれがある。実際に、長野県では同一の不動産鑑定士協会が国の地価公示と都道府県の地価調査を両方行っているが、それぞれに別途公表資料を作成する等の負担があるため、両調査を統合して一本化してはどうかという提案である。

16ページ「事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し」の提案である。自立支援給付費等を不正に請求した事業者が返還に応じない場合、返還をして頂かなければいけないこととなっている。国費と市町村のお金、場合によっては都道府県のお金を原資として自立支援給付費等の支給をしているが、支給後に返還に応じず、さらに相手方に返還能力がない場合には、市町村が国庫負担金の返還義務を負う仕組みになっている。市町村がわざと不適切な支給をしているならばともかく、適切な手続の下で支給を行ったにもかかわらず、その後の状況変化等で返還金を事業者から回収できない場合にまで、国庫負担金の分の返還までまとめて市町村が背負われるというのは不合理なのではないか。事業省庁も財政当局から厳しく指摘されているのだと思う。

ただ、市町村の分まで国が負担するようには言わないが、せめて国の負担分の返還については見直しをお願いしたいと思う。

それ以外に17ページ、18ページにも「国における一括処理による事務の効率化」に係る類似提案を記載している。

(大橋部会長)次に、全国市長会から説明をお願いする。

(全国市長会)全国市長会としては、例年どおり、各府省から第一次回答のあった355件について全国の市区に意見照会を行った。本日は重点事項を中心に、各市区から主立った意見が付されているものを中心に説明する。

25ページの前書きに書いてあることは、総論的な話であり、人口減少、少子高齢化により職員数も縮小していく一方で、限られたリソースで、都市部・地方部ともに多様化する行政ニーズにいかにより効率的にうまく対処していくかが課題になっている。こうした状況を踏まえて、デジタル技術を有効活用する必要があるという問題認識は、地方三団体いずれも共有していることかと思う。

1の「デジタル社会の推進に当たって」について、今回の主要テーマである経由事務の廃止・見直しに関しては、全国市長会においても基本的にその方向性には賛成である。時代の変遷や住民のニーズを踏まえ、また、デジタル技術を活用することで従来のやり方を変えていけるのではないかという観点で、経由事務を見直していく必要があるのではないかと思う。ただし、一口に経由事務と言っても、多少、性質が異なる事務もあり、その点に関しては個別に意見が寄せられているところ。また、標準化の20業務に係るシステムに加えて、デジタル行財政改革会議で鋭意進められている行政事務における共通基盤の構築という、各省庁において所管する業務のDXが進められており、その方向性は今の時代の中で必要なことだと思っている。ただし、デジタル化を進める際には、それぞれ個別の省庁と関係する地方自治体との間でデジタル化に見合った業務フローの見直しをまずしっかり議論した上で、新たなDXの在り方について検討することが何よりも重要。デジタル化を前提とした業務改革の徹底、業務フローの見直し、業務自体の棚卸しが必要であり、現在の仕事を単にオンライン化、デジタル化するだけでは、かえって混乱を招きかねないという声もある。また、デジタル化の推進は喫緊の課題であり、期限を決めなければ仕事が進まないと思う。ただ、物事によってはある程度の時間が必要なこともあり、デジタル化の進捗度を競われても困るという声も様々な自治体から上がっている。そうした観点からも先生方に御議論を頂きたい。

26ページには、給付金等について記載している。給付の必要性や政策としての在り方を申しあげるものではないが、国が決定するものの各自治体が交付事務を行うことになるような、全国一律の給付金に係る事務に当たっては、現場の第一線に立つ市町村がその役割を果たすと認識している。ただし、単に事務を地方から国に戻すという意味ではないが、今の時流を踏まえ単なる給付金については、その給付の仕方を国の直接執行とするなど再考頂くべき部分もあるのではないかと。仮に国で一定部分を着手して頂く場合であっても、給付の対象が複雑になると、国で対応しきれない部分を市町村で対応することになり、かえって事務が混乱することも十分考えられるのではないかとという声も相当上がっている。政策の内容に応じて、今の時流の中で給付に係る事務の在り方を検討頂きたい。

2番以下はこれまでも申し上げているところであるが、計画の策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを望むところである。

各論について27ページ以降で説明する。重点事項のうち都市自治体に関係する80件について、全

体としては提案の実現をお願いするものである。

まず、重点事項2「各種経由事務の廃止」についてである。例えば、国家資格等に係る届出など、管理番号97や293のような、ひと昔前であれば都道府県で集計する方が全体の事務の進め方や届出者の利便性に適っていたものの今の時代では必ずしもそうではないものは、廃止を進めて頂きたい。28ページの管理番号206の「適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続における特定市町村経由事務の廃止」なども、今の時代の中で必要ないと考えられるようなものは廃止に向けて進めて頂ければと思う。

ただし、28ページにある管理番号61や119については、市から心配の声が上がっている。具体的には、精神障害者や身体障害者の方の手帳に係る市町村経由事務の廃止である。そうした手帳は、一般市の場合は都道府県が交付することになっているところ、確かに市を経由すると一定の期間がかかるため、認定後に迅速に交付されることが望ましいという観点から、市の経由事務の見直しを求める声が多くあることは事実である。しかしながら、例えば、身体障害者手帳については市を経由することにより、個人情報に係る問題が生じることなく、市としてその対象者を把握することができる。身体障害者の補装具の支給に係る申請があった際は、経由事務によって得た情報に基づいて支給を行っている場合もある。経由事務の廃止に反対する立場ではないが、福祉関係等の分野においては、市を経由する手帳に係る情報も、一つの大事な基礎情報となって、市民のサービス向上や迅速な補装具の支給につながっていることもある。特に福祉関係においては、こうした観点も踏まえて、総合的な御検討をお願いできればと思う。

同じような意味で、管理番号357の「土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止」については、市町村経由事務を廃止して、事業者から都道府県に直接事後届出を行うことを求める提案ではある。ただ、ある程度規模の大きな取引については民間事業者がどのような土地取引、開発事業を行っているか、全体の行政を進めるに当たって市においても把握しておきたい、というニーズも考えられる。このように、市を経由することで得られる情報については、あればより良い、というレベルの情報と、先ほどの身体障害者手帳のように必要な情報との区別が難しいという面もあると思うが、総合的に行政サービスを提供する、総合的に行政を進めるという観点もあろうかと思う。

29ページ、重点事項4「国への返還金に関する取扱いの見直し」。補助金適正化法上、障害者施設の都道府県指定が取り消された場合には給付した補助金の返還を求められる仕組みになっていることは自治体も承知している。しかしながら、障害者施設の指定と取消しは都道府県等が行うという仕組みに起因して、最終的な支弁者である市町村が国庫負担金等も含めて全て国等に返還をしなければならないという仕組みについては、実体法という行政の在り方の仕組みと補助金適正化法のような財務会計的な整理とを区別して考える見直しの切り口も検討頂きたい。全国知事会の資料でも16ページにおいて、「都道府県等による行政処分や勧告に起因して突発的に生じる市町村の財政負担」という記述があるように、この観点で事業者の不正による返還要件の見直しというのは是非ともお願いしたい。

30ページ、重点10「租税特別措置に関する市町村事務の見直し」である。租税特別措置は国民、住民の利益になり、公平・公正を期するものであるから、税としてそういう運用が必要であることは十分承知しているが、その運用に当たって、自治体の事務負担が突然、増えている。通常法律であ

れば、地方自治法の第263条等の協議があるため、どのような事務フロー、事務処理がされるかは各所管省庁から情報を頂いている。しかし、この提案では、財務省令で書類を作る旨が規定されている。税に関わるものということで手続を行う市民側の負担も大きい上、また、この事業の所管省は国土交通省であり、事務の簡素化には努めているとのことだが、既存の仕事の中の書類を転用することも検討頂ければと思う。租税特別措置に係る負担にも鑑みて、問題提起もして頂ければ有り難い。

31ページ、重点16の管理番号272「障害者支援施設における設備基準等の見直し」である。障害者支援施設の設置基準については人口減少、少子高齢化社会における既存施設の在り方と活用の必要性が叫ばれて久しいが、職員の数も含めより深刻な状況になってきている。参酌基準などの在り方も、全国知事会の事例なども念頭に置いて見直しをお願いできればと思う。

同じく31ページの重点19の管理番号138は、建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直しについての件である。国土交通省の懸念は理解できるものの、建替えを伴わない団地集約の際にも明渡請求ができるからといって、明渡請求を多く行うことになるかという、様々な事情を考えればそのようにはならないと思う。そのため、自治体側としても様々な手段がある中の一つとして、公営住宅等の既存ストックの有効活用や、今後、住宅を必要とする方々にどのようなサービスを提供していくのがいいのかという観点で考えると、明渡請求の件も選択肢として考えて頂きたい。コンパクトシティというように都市部に集約化するだけではなく、その周辺部の既存ストックを活用するという考えも重要であり、先ほどの障害者支援施設の知事会の事例と同様の観点で、基準や今までの在り様について議論して頂ければ有り難い。

32ページ、重点22の管理番号45「前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し」である。教育長の任期や人事案件の關係の提案であるが、議会同意で新たな教育長を決めたとしても、補欠の教育長は残任期間が任期になるという仕組みになっている。例えば10月起算の任期になってしまっている場合は、学校長等を教育長に任用したいと考えても、学校關係の人事が4月であることとの兼ね合いで、後任の任用が難しい場合がある。教育長の役割が見直されてから期間も経っており、議会同意があれば、補欠の任期をその任用のタイミングから4年とする等の議論をして頂く部分もあっていいのかと思う。

33ページ、重点30の管理番号256「指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲」である。都道府県からの提案で、指定難病の支給事務を中核市に移譲できないかという提案である。中核市市長会及び個別の中核市からは、難病の審査の専門性は医療行政の中でも高度な部分があること、また、医療行政に対する都道府県の役割にも鑑みると、この見直しは、支給事務を都道府県から中核市に単に移すという次元の話ではないのではないか、という懸念が寄せられている。広域的で医療行政全般もつかさどり、かつ各種医療資源や専門家とのつながりもある都道府県がその責を負うことが適当ではないか、という意見があったところ。全国市長会としてはこうした懸念を踏まえて、検討をお願いできればと思う。

最後に、重点36の管理番号211「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること」である。一般廃棄物の処理が都道府県ではなく市町村の役割だということをどのように評価するかという問題になると思う。所管省の回答にあるように、現状においても他法令を活用することで調査可能ということではなく、一般廃棄物の処理を業者に委託する場合など様々なケースがあるが、市町村自らに固有の一般廃棄物処理に対

する調査権限があった方が仕事をしやすいという意見が寄せられているため、提案の実現に向けて積極的に御検討頂ければと思う。

(大橋部会長)最後に、全国町村会から説明をお願いする。

(全国町村会)35ページ、36ページには、全国町村会として、提案募集全体を通して共通する意見を記載している。

35ページにまず記載しているのが、全国町村会からお願いしたい基本的な姿勢である。今後日本全体で人口減少がさらに進展する一方で、行政に求められる役割は多様化、複雑化していく中で、特に町村役場における人材不足は、一段と深刻なものになってくる。役場の職員が法令で定められた事務を行うことで手一杯になる結果、地域の課題に向き合い創意工夫を要する仕事に取り組む時間がなくなり、地域住民が求める行政サービスを実現できなくなる。デジタル技術を活用して事務の効率化・合理化を図れるか、市町村を通す必要がある事務かどうかといった観点を踏まえて、事務処理の方法や体系について検討を行って頂きたい。各省庁におかれては、能動的に政策の見直しを行って頂きたい。

2ポツ目は計画の策定についてである。これまで計画策定に係る事務負担の軽減について数々の取組を進めて頂いた。昨年までに既存の計画の9割において見直しを行って頂いたとはいえ、計画の総数は10年前と比較すると2割から3割ほど増えてしまっていることに変わりはない。小規模な自治体であれば、計画策定に関する事務は相対的に大きな負担となるため、ナビゲーション・ガイドに従って新規計画を抑制していくことはもちろんのこと、計画数の総量を減らしていくことを含め、実質的な事務負担の軽減に資する取組をさらに進めて頂きたい。

資料の37ページ以降は重点事項を中心に何点かコメントする。

重点番号2「各種経由事務の廃止」。各種の届出や認可申請に係る利用者の利便性向上や市町村事務の効率化・合理化を図るため、手続のオンライン化を進めることや市町村経由事務を廃止することを求めるもの。38ページの管理番号119「精神障害者保健福祉手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止」については、申請者にとっては、申請書類への記入や書面での添付書類の準備が負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに一定の期間を要し、その間は手帳を用いたサービス等を利用できないといった問題が生じている。また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステム入力を行うという事務処理の重複が発生している現状も非効率である。

その他にも、建築基準法や国土利用計画法に基づく届出については、e-Gov等を利用したオンライン化を実現する等、市町村経由事務を廃止し、負担軽減を行って頂きたい。一部の提案に対する関係省庁からの第1次回答では、届出先・申請先である都道府県だけではなく、市町村も届出や認可申請の内容を把握していく必要があると指摘されているが、オンライン化により都道府県と市町村が随時にその内容を共有できる仕組みを構築することで、経由事務を廃止したとしても市町村でも情報把握できると思う。市町村の負担軽減、住民の利便性の確保のため、提案団体の意見を十分に尊重し、市町村を経由する旨の規定の廃止は積極的に検討して頂きたい。

41ページ、重点番号4「国への返還金に関する取扱いの見直し」について、管理番号173と352である。未回収の診療報酬返還金や自立支援給付費等における国庫負担金は、市町村が適切な事務処理の責務を果たし、かつ徴収について十分な努力をしたにもかかわらず徴収が困難な場合、市町村の自主財源で返還することとなっているが、財政規模が小さい町村には大きな財政負担となっている。

事業者の不正や事業者が資力がないことに起因して徴収が困難であるなど、やむを得ない場合については、国への返還金は回収額に応じたものとする、または国が直接執行するような仕組みとするなど、市町村のみが責任を負う現行制度の見直しをお願いしたい。

42ページ、重点番号6「各種証明書の電子交付」。市町村における各種証明書の交付事務は、窓口や郵送での対応がいまだ多く、職員の事務負担と住民の利便性の観点から課題がある。関係省庁からの第1次回答には、法律上、市町村の判断における各種証明書の電子交付が可能という見解が示されているがその具体的な方法は示されていない。規模の小さい町村では高度なセキュリティが求められるシステムを独自開発したり、導入したりするための財政力や専門的な人材、ノウハウが不足している。特に、戸籍証明書の電子交付については、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討して頂きたい。なお、納税証明書等の電子交付は、省庁からの第1次回答において、マイナポータルの活用も含め実現に向けた具体的な検討を開始したということで、可能な限り早期に実現できるようにお願いしたい。

43ページ、重点番号10「租税特別措置に関する市町村事務の廃止」、管理番号52、280のいずれも租税特別措置法の特例措置に関する市町村事務の負担軽減を求める提案である。関係省庁からの第1次回答では、両提案ともに市町村の事務負担の軽減に向けた措置を講じて頂いているとのことだが、大きな負担軽減にはつながっていないというのが現場の実感である。特に管理番号52の第1次回答では、被相続人居住用家屋等の確認は空家特措法に基づいて市町村が行っている確認事務とほぼ同様のものであり、市町村に過度な事務負担を強いるものではないという認識が示された。しかし、空家特措法に基づいて市町村が行っている確認事務は、適切な管理が行われていない空き家等の所有者の把握のためのものである一方で、本提案で見直しを求められている被相続人居住用家屋等の確認は、空き家の発生を抑制することを政策目的に、特別控除を受けるための所有者本人からの申請に基づいて行うことを踏まえれば、両者は確認対象が異なっており、市町村に新たな事務負担を生じるものである。また、被相続人居住用家屋等の市町村における確認内容は外形的なものであるため、課税庁である管轄税務署においても十分に対応可能であると考えられる。市町村の事務負担の軽減はもとより、申請者の利便性向上にもつながるもので、両提案の実現に向け提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討頂きたい。

44ページ、重点番号16の管理番号272「障害者支援施設における設備基準等の見直し」である。中山間地域や離島をはじめ多くの町村では、サービス空白地域を生まないためには、特別養護老人ホームの空床部分を他サービスに転換するなど、既存施設の有効活用が有効な手段となると考えている。しかし、人口が減少し、サービス需要も減少していく中、多くの町村では、現行の設備基準等が障壁になり既存施設の有効活用が進んでいない。設備基準等をはじめとした基準の緩和など、町村がサービスを維持・確保するために地域の実情に応じ柔軟に対応できるような方法を積極的に検討頂きたい。

資料には記載がないが、最後に管理番号167「国庫金振込通知書のオンライン化」について一言申し上げる。国庫金振込通知書は現在でもはがきによる通知となっており、市町村において迅速な事務処理ができないことから、国のデジタル化を是非進めて頂きたい。

重点事項以外の提案全般についても、実現に向けてお目配り頂きたい。

(大橋部会長)第1次ヒアリングを行った感想として、三団体からも御意見を頂いているものについては、

自治体に共通する一般的な要望であるという主張ができ、各省を非常に説得しやすい。そのため、三団体の存在をとっても心強く思っている。また、書類等を読んで各省と折衝を進めているところだが、一般の説明も、書類では分からない現場の雰囲気が伝わってきた。

まず、国家資格については、国がシステムをしっかりと決めているのかと思っていたが、実際は都道府県単位の分権体制の国家システムのようになっていて、国の姿が見えないいびつな状況になっている。国としての仕組みがまず基盤にあって、その上で地方が個性を出すということが筋ではないかと考えており、そこを正していくということなのかと受け止めている。

経由事務については、昔は近くのところに窓口があると市民の方にとっても便利であるため、市民の利便性の観点でも経由することに意味があったが、オンラインになると直接国に対して手続が可能になるため経由する必要性がなくなり、地方の事務というよりはむしろ国の事務という形で評価できるのではないかと、オンライン化を契機として事務の性質が変わったのだ、という考え方で見直しを進めている。そして、市民からの申請に係る事務のみならず、交付事務についても同様に見直しを進めている。ただ、現場の経由をなくす場合には、経由があった場合と同じように現場に情報共有できる仕組みを確保することが重要である。現場への情報共有の必要性和経由事務の廃止とは両立すると考えている。

返還金の問題は、自治体にとって極めて理不尽な問題だと感じている。補助金適正化法や地方財政法といった財政上の規律上そうした構造になっているのだが、それはあくまで既存の法律を前提とした場合の話であり、法律を変えることも含めて検討すべき問題である。補助金適正化法の中にも返還ができない一定の場合には免除ができるという規定があるように、返還困難時には自治体にも配慮するという考え方が示されている条文があり、いわばそれが一般則でそれが及んでいないほかのものが立法の不備という見方もできると思う。実体法を見ると、国、監督権限を持っている都道府県、勧告権限を持っている市町村が共同して事務を行っているのだから、そこで回収できないお金が生じた場合には、その負担を関係者全員で分けようということが普通の考え方であり、市町村のみに負担が課されるという現状の仕組みは不合理であると思う。この自治体負担への配慮義務のようなものが今の財政法には設けられていないため、そもそもの財政法の仕組みを変えてもらうか、一般則の改正が難しいということであれば、個別法のところで変えて頂くべきと考えている。表に出して議論すればするほど、その不合理さは一般の市民の方にも共有してもらえと思っているため、今回の提案を機に問題を顕在化させながら、検討を進めていきたい。

各省と議論していると、現場の需要が非常に高いことがリアルに主張できるほど交渉がしやすい。例えば、重点19の公営住宅についても、建替えを行わない場合でも団地集約により既存ストックを活用することが今は重要であり、明渡請求ができないと自治体において支障が出ているということを、リアリティーを持って情報提供頂けると、居住の安定性等の条件闘争を行いつつ各省と交渉できるように思う。

重点22の教育長も、校長先生の任用をしようと思ったときに、任期が残任期間となるとなぜ任用ができないのかという点について、現場の御苦勞のようなものを今少し情報提供頂けると有り難い。

重点36の一般の廃棄物の問題も、環境省が抵抗しており、固有の調査権限があることでどれだけ仕事がしやすくなるかといった情報を事務局に上げて頂けると折衝しやすいかと思う。

重点10の租税特別措置に係る市町村事務の見直しについては、こうした事務を省令で定めるとい

うのはルール違反で、政令以上のところで定めるのがルールなので、筋を通していきいたいと考えている。そして、居住用家屋の証明と空家の調査について、国土交通省は同じような仕事をさせているだけであるといった言い方をしているが、両者の仕事の内容が違うことを、リアリティーを持って言えるほど、説得力が出ると思うため、その辺りの情報を補強して頂けると、2次ヒアリングが実り多いようなものになると思っている。

経由事務、国家資格、返還金の問題も通則かつ広いもので、個別案件を超えた広がりのあるもので、今までは気がつかなかったような問題が顕在化してきている。これまでの義務付け等の見直しでは拾えていなかった提案が寄せられており、また、個別の提案にとらわれない分野横断的な横展開はこの部会でも力点を置いているところ。これから中長期的にやっていくような課題とも考えているため、是非御協力を頂ければと思う。

(勢一部会長代理) 個別の提案について頂いた意見は、専門部会も同じように考えていると思う。今回も提案募集の検討の進め方について、各団体から総論的なお話も頂いた。個別の議論も大事だが、分権の全体像を共有しながら進めていくことが必要だと改めて感じている。

自治体からの提案で見直しを求められるような制度改正などの前には、多くの場合、検討会や委員会、審議会が各省で立ち上がりそこで議論されている。最近では、自治体に関係するものは、各団体から代表の方が委員やオブザーバーとして参加されていることが増えていると実感している。今回総論でお話し頂いたような問題意識もそうした制度改正に係る検討にしっかりと入れ込んで頂けると、より良い制度になると感じている。計画のナビゲーション・ガイドについても、是非、個別の制度議論の際の早い段階で一般論として言って頂けると有り難いと考えている。

(伊藤構成員) 各府省と議論をすると、専門的な立場からは様々な御意見があるため、専門家を交えた検討会を作って検討するというお話をしばしば伺う。その際に、各府省が言うには、地方からも代表の方に来て頂いているということだが、そうした会議での結論は分権の文脈とは異なる方向性になるような場合もある。個別の行政分野のロジックも理解はしているが、本日話が合ったように、今の人口減少の中で事務を簡素化・合理化していく必要があるといった方向性で我々も見直しを進めていきいたいと考えており、三団体でもうまく情報を共有して頂き、同じ方向を向いて対応していけるよう検討頂きたい。

(全国知事会) 最近では地方の事務を国に集約するといった話が動き始めている。効率的な業務という目線から、かつての分権の考え方からは少しずつ変わってきたような気がしている。

関係省庁と様々な調整頂いているとのことで、調整に必要な具体的な補強材料については、事務局からも具体的にこれが欲しいと言って頂ければ、できるだけ回答したい。

制度設計上の段階での地方団体の参画は、全国知事会にどこかの県から人を出してと言われることもあれば、個別に各県に直接連絡がありそれなりの専門家の方が参画することもあり、どこまで全体として把握できるかという問題はある。ただ、制度設計に当たって分権的・効率的な物事の方考え方を盛り込んでいく必要性は認識したため、どこまでどのように仕込めるかどうか、頭に留めてできるとを考えてみたい。

(全国市長会) 具体的な支障事例についてはまた事務局とも相談しながら考えていきたい。各市からの意見を見ると、今まで自分の自治体では気づいていなかったものの、この提案が実現するのであれば有り難いという目線の意見も頂いている。

また、審議会、専門部会という、その専門の先生方が各方面から出てこられて、基本的には事務の中身を充実しようという方向性になる。市長に出て頂く際にも各分野に専門性や、御関心のある市長にできるだけ出て頂こうと考えているが、その一方で分権的な話を各省での議論にいかに盛り込んでいけるかは考えていきたい。

(全国町村会) 審議会、検討会等の委員で町村長に参加頂いているが、専門的な立場からこれは重要な事務であると言われてしまうとそれを断るのはなかなか難しい。

(大橋構成員) 先ほど話にあった審議会等への参画に関して、専門家の先生の議論の中で、自治体側からその事務の必要性等について反論するというのは確かに非常に難しいと思う。その一方で、分権の提案募集で見直しを進めてきている計画策定の話などは、各分野の専門家の先生はあまり問題意識を持たれていないというようなこともあり得るのではないかと。例えば、計画策定が議論の俎上に上った際に、ナビゲーションガイドを挙げて頂き、閣議決定で見直す方向になっているといったことについて情報提供するというようなことは十分可能かと思うので、是非御検討頂ければと思う。

(大橋部会長) 審議会においては、各分野の高度化した議論となり、その反面、事務の執行面や人手不足のような実務の問題に関心を持って語って頂ける方は非常に少ないため、自治体の関係者の方からそういったことを言うて頂くことは大事である。

それでは、本日のヒアリングはこれにて閉会とする。当部会で議論した内容は、7月30日に行われる地方分権改革有識者会議で報告する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)